

平成30年9月21日（金曜日）午後2時0分開議

○議長（東久保耕也君） 16番三橋君。

（16番 三橋和史君 登壇）

○16番（三橋和史君） 流域下水道維持管理等市町村負担金の単価引き下げを求める意見書案につきまして、賛成の立場で次のとおり討論を行います。

奈良市の下水道事業会計の収支不足は深刻な状況にあります。しかしながら、奈良市は接続する奈良県の浄化センター処理場における処理に関して、受益の限度を大幅に超過する費用を負担しており、その年間の金額は、総額約20億円のうち4億9500万円という莫大な金額であることがこれまでの議会審議を通して判明してきたところであります。年間で約5億円でありますから、10年間で約50億円にも上る計算になります。

市町村の負担金につきましては、下水道法第31条の2は、都道府県は市町村に対し、その利益を受ける限度において、管理に要する費用の全部または一部を負担させることができると規定しているところ、奈良市は、奈良市が受ける利益を超えて過分に費用を負担しているという実態にあり、奈良市民の負担によって、本来であればほかの市町村や奈良県が負担すべき経費が賄われていることについては、市民の理解を得られないものと言うほかありません。

この点につきまして、本議会に提出の決算審査意見書におきましては、市の負担軽減に向けて流域下水道維持管理負担金の見直しを行う余地があるものと考えられるという監査委員の合議による見解が初めて示され、財務会計上の観点からも言及されたところであります。

一方で、議員としての立場からは、政策的な観点から見た場合は、市民の理解を得るためには見直しの要請は一層強く働くものと認識しているところであります。

下水道事業会計におきましては、負債総額が資産総額を上回っている状態が続いており、このような厳しい経営状況に鑑みましても、より効率的な経営が求められる中で最重要課題の一つとして、超過金額は年間約5億円にも上る状態の負担金額の適正化が求められるということは言うまでもないものと考えます。

また、平成30年7月30日付の新聞記事におきまして、奈良市の下水道料金の値上げが検討されていることが報道されましたけれども、流域下水道維持管理負担金の見直しを行うことなく、奈良市民の負担を増大させる下水道料金の値上げに踏み切ることは、やはり理解を得られないものであらうと思料いたします。

流域下水道維持管理負担金の見直しと下水道料金の値上げは並行して実施するのではなく、負担金の見直しを先行させるよう強く求めるものであります。あわせて奈良県におかれましては、法の趣旨を十分尊重されるよう求めるものであります。

以上の意見を付して、私は本意見書案に賛成するものであります。

外1件の意見書案にも賛成いたします。

以上でございます。

○議長（東久保耕也君） 他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東久保耕也君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

採決は意見書案2件を一括して行います。

いずれも意見書案のとおり可決して、提出することにいたしまして御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東久保耕也君） 異議なしと認めます。

よって、意見書案を可決し、提出することに決定いたしました。

なお、ただいま可決された2件の意見書の提出先、方法等は議長に御一任願います。

動議

流域下水道維持管理等市町村負担金の単価引き下げを求める意見書 外1件

意見書案のとおり可決と決定
